

元和・寛永期津輕藩の家臣団について

——『大日本古記録 梅津政景日記』の分析を通して——

福井敏隆

はじめに

本稿は『大日本古記録 梅津政景日記』全九冊（岩波書店刊 第一刷昭和二八年）四一年・第二刷昭和五九年 以下『日記』と略記する）の中に見える、元和・寛永期の津輕藩の家臣を抽出すると共に、この時期における津輕藩の藩政上の問題について若干の考察をしたものである。最初に、この『日記』⁽¹⁾について簡単に紹介しておく。これは標題の示す通り、梅津政景が慶長一七年（一六二二）から寛永一〇年（一六三三）にかけて書いた日記である。但し、慶長一八年（一六二三）、元和元年（一六一五）の正月から七月まで、元和九年（一六二三）の日記を欠いている。

政景は天正九年（一五八一）道金の子として下野国宇都宮で生まれた。兄憲忠が佐竹義宣に取り立てられるに及び、政景も義宣に召し出され同朋となり金阿弥と呼ばれた。のち、義宣の近侍となり、主馬と称した。佐竹藩が出羽国久保田（現秋田市）へ移ってからは、院内銀山奉行、惣山奉行、勘定奉行を勤め、元和五年（一六一九）以後は家老格となり、晩年の寛永七年（一六三〇）には家老に昇進した。没したのは同一〇年

（一六三三）である。元和元年（一六一五）頃から家老を勤めた兄憲忠（半右衛門と称した）と共に、江戸時代初期の佐竹藩政を司った人物である。とりわけ、鉱山をはじめ諸制度の整備、財政面での功績が大きい。知行高は最終的には三〇〇〇石にまでなった。

この『日記』は政景個人の日記ではあるが、公務の記事が非常に多く、公用日記ではないが、佐竹藩に多く見られる勤中日記の類にはいる。政景自身もこの『日記』に公務の先例を求めていることを記している位である。佐竹藩でもこの『日記』を早くから重視しており、享保年間（一七一六～一七三六）には、藩の記録所に納められたこともあった。⁽⁴⁾史料としては第一級のものであるといえよう。なお、原本は現在大部分（二五冊）が秋田県立秋田図書館に架蔵されている。

今のところ、この時期の津輕藩の様子を書いた藩士の日記は存在しないし、史料も余り多く残っていないこともあって、他藩の史料ではあるが、『日記』は津輕藩の事を研究する上で、大変貴重な記事を含んでいる史料と言える。他藩の立場から津輕藩を見ている点、客観性・信用度の非常に高いものと言えよう。津輕藩の研究の上で、今までもこの『日記』は部分的に活用された事はあったが、⁽⁵⁾全体を通して、どのように活用出来るのかを示してみることが意義のあることであろう。

そこでまず手始めに、この『日記』に見える記事から、当時の津軽藩にはどのような家臣がいたのか抽出してみることにする。

一、『日記』に見える津軽藩の家臣

表1は、『日記』に見える津軽藩の家臣を抜き出し、姓名の他に、記載年月日、刊本の巻数と頁、記事内容を略記したものである。⁽⁶⁾これによれば、No.1の青木兵左衛門からNo.26の柳野織部までの二六名が家臣である。No.27～No.30の四名は、家臣ではないが津軽藩領の人間なので付け加えた。このうちNo.29の津軽の与介は元家臣と思われるが、詳細は不明である。以下二六名の家臣について、他の史料をも参考にしながら、どのような家臣であったのかを番号順に見て行くことにする。

No.1の青木兵左衛門であるが、二代藩主津軽信枚の使者として義宣のもとへと、政景のもとへと来ている。また子供を出羽国由利郡にいる内越左近光久のもとへ遣すため、政景に対して過所手形の発行を要請している。由利郡の内越（打越）氏と何らかのつながりがあったのであろうか。義宣・政景のもとへ使者として来ているところをみると、津軽藩内においては身分が低かったとは思われず、「元和年中御家臣姓名大概」⁽⁸⁾（以下「姓名大概」と略記する）にみえる「千三百石 青木兵右衛門」が、青木を指すものと思われる。家臣中第五位の高禄である。また「（歴代重役人名覚書）」⁽⁹⁾（以下「覚書」と略記する）では、三代藩主津軽信義時代に「若御年寄」の一人として名前が見える。「封内事実秘苑」⁽¹⁰⁾によれば、慶長一四年（一六〇九）に青木は江戸において三〇〇石で召

抱えられている（信牧公二）。寛永一一年（一六三四）の船橋半左衛門専横に対して、家老の津軽伊豆・同美作等が出した暇願いは青木と高田八郎兵衛宛になっており（桂光公三）、「若御年寄」であったことを物語っている。慶安元年（一六四八）の記事では、青木は江州の甲賀侍であったとあり、信枚・信義の二代に任せ、禄は一〇〇石、奉行職（家老）を勤め、正保四年（一六四七）九月二日死去したと結んでいる（桂光公三）。

No.2の秋田金左衛門は、二代將軍秀忠の上洛時に義宣の供をして日野にいた政景のもとに、信枚の使者として来ている（元和五年八月六日条）。秋田もそれほど身分が低かったとは思われない。「姓名大概」では「五百石 秋田金左衛門」とみえる。「封内事実秘苑」によれば、前述した船橋騒動のあと、寛永一三年（一六三六）に自ら津軽藩を立退いた家臣の中に秋田の名前が見える（桂光公三）。秋田姓を名乗るところから、秋田安東氏と何らかの関係があるのであろうか。

No.3の乾四郎兵衛は、秀忠の上洛供奉につき、津軽藩で上洛資金不足を理由に佐竹藩に判金一〇〇枚の借金を申し込んだ事を最初として、政景と度々交渉を持つことになる。No.23の服部長門守と同じ位、津軽藩においては政景と最も長期に渡って交渉を持った家臣である。『日記』には、服部に次いで一八回名前が出て来ており、行政上の処理を政景に依頼する場合も多く、津軽藩においては家老級の人物とみなしてよい藩士である。「姓名大概」では「千石 乾四郎兵衛」とある一方、「覚書」には、二代信枚・三代信義時代共に「御年寄」として名前が見える。乾はこの他にも元和九年（一六二三）正月八日付の「鉄砲之定」⁽¹¹⁾にNo.12の

白取瀬兵衛・服部と連名で発給者として名前が見えるし、同じく三名連名で、寛永三年（一六二六）四月六日付の青森振興を命じた「覚」⁽¹²⁾を出しているなど、家老級の仕事をしていることを裏付けている。

No. 4の植田四郎右衛門は、三代信義の使者として久保田にいる義宣のもとへ来ている。これは信義の三代藩主としての継目出仕が無事済んだ旨の報告に来たものである。「姓名大概」にみえる「貳百石（六百石）上田四郎右衛門」が植田のことであろう。知行高については、史料によって六〇〇石説もあるようだが、詳細は不明である。

No. 5の打越左吉は、由利郡に在任中に二代信枚に召し抱えられることになったため、『日記』に名前が出て来る人物である。前述した左近光久とどのような関係にあるのか不明であるが、一族でもあったのだろうか。「姓名大概」には「七百石 打越係九郎」・「四百石 打越主殿」⁽¹³⁾・「四百石 打越城（常）左衛門」等の名前が見え、打越氏の一族と思われる人物が、かなり津軽藩の家臣として存在するところから、左吉の新規召し抱えも、これら打越姓家臣の存在と無縁とは思われない。

No. 6の奥寺右馬丞については、次の章で少しくわしく取り上げることにするので、ここでは割愛させていただく。

No. 7の木村三郎兵衛は、津軽藩士の乗馬八疋を院内口通行を許可した際に、津軽藩側の責任者として通行切手に名前が見える家臣である。

「姓名大概」に知行高不明の家臣の一人として、似た名前の「木村三郎右衛門」が見えるが、同一人物かは不明である。

No. 8の北村久左衛門は、「二代信枚の使者として義宣のもとへ来ている。「姓名大概」では「七百石 北村久左衛門」とあり、なかなか大身であ

る。「覚書」には、三代信義時代に、「若御年寄」・「御年寄」として

名前が見え、家老級の重臣として重きをなした。『津軽藩旧記伝類』⁽¹⁴⁾によれば、北村の先祖は近江国河村・北村を領し、細川右京太夫氏綱に仕

えていたが、のち浪人し、父平右衛門が慶長五年（一六〇〇）に藩祖為信に五〇〇石で召し抱えられて津軽家の家臣となった。平右衛門は二代

信枚時代に深浦城代を勤め、元和四年（一六一八）死去している。久左衛門は「津軽興業誌」⁽¹⁵⁾によれば、元和六年（一六二〇）に深浦町・沢辺・

鱸作の派立、同七年（一六二二）に松神・大間越の派立、寛永元年（一六二四）に正道尻・佐々内・上野の派立をそれぞれ命ぜられている。い

ずれも深浦近辺であり、父平右衛門のあとを受け継いで、津軽藩の日本海側の西浜一帯の開発に功績があった家臣と言えよう。蛇足になるが、

久左衛門の子弥右衛門ものち家老となるし、孫喜多村監物も家老に登用されるなど、北村氏は津軽藩において重臣を出す名家となっていく。⁽¹⁶⁾

No. 9の小坂伝兵衛は、佐竹藩と津軽藩の境目交渉（後述する）の際、津軽藩の検使衆から派遣された使者として政景のもとへ来た家臣である。

「姓名大概」には名前が見えないが、「二百石 高坂伝兵衛」⁽¹⁷⁾とあるのが、音が非常に似ており、小坂を指しているのかも知れない。

No. 10の郡市兵衛は、境目交渉の際、津軽藩の検使衆の一人として名前が出て来る家臣である。「姓名大概」には「五百石 郡市兵衛」とあり、

役目柄それほど低い身分の家臣であったとは思われない。「覚書」には名前は見えないが、二代信枚時代に「御出頭人」、三代信義時代に「若

御年寄」として名前のみえる「郡逢殿」が市兵衛の改称とすれば、重臣とみなされるが、推定にとどめておく。

No.11の郡半丞は、津輕へ下向する際、一行の中にいる女の過所手形の発行を要請してきたため『日記』に人名が出て来た家臣である。「姓名大概」にも「覚書」にも姓名はみえないが、No.10の郡市兵衛の一族ではないかと思われる。「封内事実秘苑」によれば、寛永十一年（一六三四）の船橋騒動に関して、暇願いを出した家臣の中に兩名の名前が見える（桂光公三）。また、郡氏については、「時慶卿記」の慶長一〇年（一六〇五）四月三日条に、藩祖為信の使者として参議西洞院時慶のもとに郡市左衛門が訪れている記事がある。「市」の字を共通としており、この市左衛門と市兵衛は親子ではないかと思われる。他に史料がないので推定の域を出ないが、市左衛門―市兵衛―半丞と続く家系が考えられる。

No.12の白取瀬兵衛は、境目交渉の件で、No.23の服部長門守と連名で憲忠へ書状を送って来た家臣として名前が出て来る。境目交渉の件で別に三度名前が出て来るほかは、久保田城下亀ヶ丁五右衛門の津輕からの召喚の件で乾・服部と共に名前が出て来るだけである。『日記』に名前が出て来る回数はいくつか少ないが、乾・服部という家老級の家臣と一緒に名前が出て来るところから、白取も家老級の人物であったと考えられる。「覚書」には、二代信枚時代に服部・乾と同じく「御年寄」として姓名が見えており、それを裏付けている。「姓名大概」には名前は見えないが、実は「八百石 山口瀬兵衛」とあるのが白取のことである。⁽²⁰⁾「為信公御代諸士姓名大概」⁽²¹⁾には、白取の名前がみえ「御二代目ニ至リテ御家老職ニ成ル」との注記がある。また「津輕興業誌」には、白取にあてた慶長一四年（一六〇九）六月五日付の浜の長峯・浪岡内勅決の派立を命ずる信枚の印判状が載っており、白取は当初開発功者でもあったようだ。な

お、二代藩主信枚は白取伊右衛門の妹が生母であるが、瀬兵衛は伊右衛門の一族と思われる。⁽²²⁾

No.13の大道寺隼人は、二代信枚の歳暮・年頭の使者として義宣のもとへ来ている。その後、堺の三十郎の返還の件でNo.24の松野大学と共に交渉を持つことになるが、この間一〇年間は全く『日記』に記事が見えない。使者を勤めているところから、それほど身分が低かったとは思われず、「姓名大概」には「四百石 大道寺隼人」とある。「覚書」では三代信義時代に「御年寄」として松野大学と共に名前がみえる。浪岡八幡宮（現南津輕郡浪岡町）に残る寛永一五年（一六三八）菊月（九月）二七日付の棟札には、「国家奉行松野大学頭・大道寺隼人正」との記載がある。国家奉行というのは家老の異称であろうか。大道寺氏はのちに津輕藩では代々家老を輩出する家柄として重きをなして行くが、その基礎はこの隼人の時につくられたものと思われる。

No.14の高屋豊前守は、境目交渉の検使衆の一人として名前が出て来る家臣である。その後は將軍秀忠上洛時の供奉に伴う借金申し込みや、前述の堺の三十郎の件等で政景と交渉を持っており、『日記』には比較的多く名前が出て来る。「姓名大概」では「千石 高屋豊前」と見え、「覚書」にも二代信枚時代に「江戸御留守居」として、船橋半左衛門と共に名前が見える。この役職の左にある注記には「御留守之節者長門ニ加リ加判被仰付候」とあって、服部長門とはほ同格の重臣とみなしてよいものと思う。

No.15の種市伝介は、鱈ヶ沢（現西津輕郡鱈ヶ沢町）の大工伝蔵の娘をかどわかつて男鹿の脇本へ逃げた九兵衛の引き取りにやって来た家臣で

ある。「姓名大概」にも「覚書」にも名前が見えず、あまり身分の高い家臣であったとは思われない。種市という姓は現弘前市の大字種市(当時種市村)と関係があるものと推定され、この地に知行地を持っていた下級藩士でなかったらうか。

No.16の寺尾権兵衛は、境目交渉の検使衆の一人として名前の出て来る家臣である。境目が正式に決定したあとは、その礼を述べるために信杖の使者として義宣のもとへ遣わされる一方、またその帰途から年頭の挨拶を述べる使者として再来しており、休む間もなく大役を勤めている。このようなことから、それほど身分の低い家臣だったとは思われないが、「姓名大概」には名前は見えない。ただ知行高不明の家臣の中に「寺屋権兵衛」という名前があり、これが寺尾を指すものと思われる。

No.17の戸沢勘兵衛は、久保田城下の博労町橋普請場において、義宣の家臣石川甚右衛門の家来と「緩怠咎」の出入を起こして名前が出て来る家臣である。「姓名大概」には「四百石 戸沢勘兵衛」とあり、それほど身分の低い家臣だったとは思われない。

No.18の戸田二郎右衛門は、No.11の郡半丞と共に津軽へ下向に付き、一行の中にいる女の過所手形の発行を要請し、名前の出て来る家臣である。「姓名大概」に見える「六百石 戸田次郎右衛門」のことと思われ、大身の家臣といえよう。

No.19の戸田茂兵衛は、境目交渉の検使から派遣された使者として、No.9の小坂伝兵衛と同様名前が出て来る家臣である。それほど身分の高い藩士であったとは思われない。「姓名大概」には、知行高不明の家臣の中に「戸田茂兵衛」の名前が見える。No.18の戸田二郎右衛門と茂兵衛の

関係は不明である。

No.20の中村内蔵丞は、境目交渉の検使衆の一人として名前の出て来る家臣である。検使を勤めている位なので、それほど身分の低い藩士とは思われないが、「姓名大概」にも「覚書」にも名前は見えない。ただ、「津軽歴代記類 上」元和元年(一六一五)二月七日の記事に⁽²⁴⁾、信杖が下国した際、大間越から弘前の通り筋に、この年の凶作のため餓死・倒死の者が数百人あるのを見て、中村蔵之丞に來春早々、種粃と米を調べるよう命じて越後へ差し登したとある。

No.21の長山助左衛門は、江戸から下国に付き、八森口の過所手形の発行を要請し、名前の出て来る家臣である。佐竹藩で走衆を勤める長山彦兵衛と兄弟であるとも見える。「姓名大概」では「六百石 永(長)山助左衛門」とあるのが、長山を指すものと思われる。「覚書」では、三代信義時代に「御使番」として名前が見えるほか、兼役のまま「御郡奉行」としても名前が見える。長山彦兵衛の走衆という役職は、佐竹藩においてさほど高い役職とは思われず、兄弟でありながら両者の差が極立っているといえよう。

No.22の服部左近は、人名がはっきりと出て来るわけではなく、No.23の服部長門守と共に「長門親子」という形で出て来るのみである。父と同様、津軽藩の中で重きをなしていたのかは不明である。「津軽藩旧記伝類」によれば、父の死後、兼平伊豆・乳井美作に組し、船橋半左衛門と⁽²⁵⁾確執し、暇を取って加賀の前田家へ仕えたとみえる。

No.23の服部長門守は、境目交渉の件でNo.12の白取瀬兵衛と共に、憲忠へ書状をよこしたのを初見とし、表1をみてもらえばわかるように、様々

な機会に政景と交渉を持ち、名前の出て来る家臣である。久保田城下亀ヶ丁五右衛門の津軽からの召換の件、内越左吉召抱の件、堺の三十郎召喚の件、九兵衛返還の件等、元和四年（一六一八）から寛永一〇年（一六三三）まで、足かけ一六年に渡って二二回『日記』に名前が出て来る。津軽藩では最も政景と接触が多く、親しい人物であったらうと思われる。

藩内での地位も高く、「姓名大概」では「三千石 服部長門」とあり、他の三名と共に、最も知行高の高い家臣であった。「為信公御代諸士姓名大概」にも名前が見え、「御二代目御家老勤之」と注記がある。「寛書」では、二代信枚時代、三代信義時代ともに「御年寄」として名前が見える。『津軽藩旧記伝類』では、元は甲賀忍の達人とも、三河浪人もあって前歴ははっきりしないが、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原戦の大垣攻めに戦功があり、徳川家康から一字を賜り康成と名を改めたという。寛永一二年（一六三五）七月二日死去している。⁽²⁶⁾

No.24の松野大学は、堺の三十郎召喚の件でNo.13の大道寺・No.14の高屋と共に名前の出て来る家臣である。大道寺・高屋と同格の重臣と考えてよいだろう。「姓名大概」には「七百石 松野大学」と見え大身であることがわかる。「寛書」には三代信義時代に「御年寄」として大道寺と共に名前が見える。また前述した浪岡八幡宮に残る棟札には、「国家奉行」としてこれも大道寺と共に名前が見える。「為信公御代諸士姓名大概」には「松野久七」という名前があり「大学ト改」と見えるので、久七は大学のことと思われるが、「三老ノ後御家老ニ成ル」とも注記があり、三老ノ兼平中書綱則・森岡金吾信元・小笠原伊勢信清の次の家老とする年代が合わず、ここに見える大学は先代の大学であろう。ともあ

れ、松野家は重臣の家柄であったことは間違いないさそうだ。

No.25の湊修理は、岩城宣家の家臣豊後の飛脚が、湊のもとへ行く途中殺害されたため名前が出て来る家臣である。「姓名大概」・「寛書」にも名前は見えない。ただ「姓名大概」には「二百石 湊八郎左衛門」・「二百石 湊八郎兵衛」と、湊姓を名乗る家臣が二人おり、修理と関係あるのかも知れない。No.2の秋田金左衛門と同様、秋田安東氏（もしくは湊安東氏）と関連があるものと推定される。

No.26の柳野織部は、信枚の歳暮・年頭の使者として義宣のもとへ来ている家臣である。使者を勤めているところから、それほど身分の低い家臣とは思われないが、「姓名大概」に知行高不明の家臣の中に柳野の名前が見えるだけである。『津軽歴代記類 上』元和九年（一六二三）七月の記事に、將軍家光が上落した際、信枚も供奉しているが、その際、大道寺隼人・松野大学・服部長門守・乾四郎兵衛らと共に柳野の名前が供人数の中にみえる。⁽²⁷⁾

以上、『日記』に見える二五名の津軽藩家臣について考察してみた。『日記』の性質上、政景と交渉のあった家臣は、津軽藩内においてはあまり身分の低い者ではなかったはずである。ただ、津軽藩側の史料の制約から、どのような家臣であったのか明らかにしえない点が多いことが残念である。

二、奥寺右馬丞について

それでは、前章で割愛したNo.6の奥寺右馬丞について見て行くことに

する。『日記』の元和三年（一六一七）一〇月一九日条に初めて名前の出て来る奥寺は、妻子を捨て、欠落した不屈者として、津軽藩から佐竹藩に対して成敗の依頼がなされた人物である。『日記』における津軽藩関係の記事としても初見のものであり大変興味深い。妻子を捨て、欠落をしただけで成敗依頼が出されるというのは、当時一般的であったかどうかは不明だが、『日記』の慶長一九年（一六一四）一〇月二六日条にみえる最上家からの欠落人の成敗依頼の場合とは何か異質なものを感じる。こちらの場合には、山形城主最上家親が大坂の陣に江戸城留守を命ぜられた際、豊臣氏と内通の噂の高い異母弟清水義親を攻め滅した。この時、最上家中から逃げて土崎湊に潜伏した安孫子左門兄弟と家来一〇数名に対して、討手を命ぜられた政景は、大山忠政と共に配下の足軽を連れ、左門等を隠家に囲み、兄弟と殉死を望む家来八名を切腹せしめている。その際には左門等の申し出により、近くの寺へ帯刀のまま護送して礼を尽くすという手厚いもてなし方をしてるのである。左門等は藩主に反逆した形になっているわけだから、成敗されてしかるべき罪があったわけである。

ここで、奥寺の罪状について考えてみると、妻子を捨てて欠落しただけで成敗対象になるのだろうかという疑問がわくのである。佐竹藩では津軽藩の要請を受けてから、奥寺の動向には以後気をつけている。元和五年（一六一九）一二月二七日条には、一三日付の政景の兄憲忠の書状に、奥寺について言及した部分があるほか、翌六年（一六二〇）二月二八日条には築民部宗勝から政景にあてた書状に、奥寺が仙台に在るといふ情報は偽りらしく、どうも由利に在るらしいということが書かれて来

ており、それに対して政景は分国内においては成敗してもかまわない旨返答している。翌二月二九日条には、同じく民部からの書状に、奥寺は由利のかやか沢という所に在る事が判明したとあり、それに対して政景は他領の者でも、民部の手の者でも奥寺を討ち取れば褒美の銀を与える旨返答しているのである。

『日記』に見える奥寺の動向はここまでであるので、成敗されたものかどうかは不明である。しかし、奥寺右馬丞という人物はこの他の史料にも動向が出てくる。「工藤家記」⁽²⁸⁾は慶長一七年（一六一二）に起こった高坂藏人の乱を記したあとに、同年のこととして次のように記している。奥寺右馬丞は元来南部家の家臣であったが、刺客として、身分を秘して二代藩主信枚に仕え、禄四〇〇石を取り、近習に召し出されるようになった。信枚の昼夜の御座所をも知るようになったので、或夜信枚の衾を外より刺したが暗殺に失敗し、討手がかかった。しかし、討手の者を鉄砲で打ち落とし無事逃げのびたのである。

この記事と『日記』の記事を関連づけてみると、信枚暗殺未遂事件後、奥寺は佐竹藩領に潜伏し、たまたま刃和野に在るといふ情報を得た津軽藩は、佐竹藩に妻子を捨てて欠落した不屈者として成敗を依頼したようにも思える。最も奥寺は暗殺未遂後は、南部領に逃げ込むのが無難だと思ふのだが、何故しなかったのか疑問が残る。

一方、『南部藩参考諸家系図』⁽²⁹⁾には、南部藩士として奥寺右馬尉がいた事が判明する。それによれば、鉄砲の名人である奥寺は浪人して花巻にいたが、慶長五年（一六〇〇）秋、和賀の旧主和賀主馬忠親が花巻城を夜討ちした際、弟の右衛門と共に城中にはいり、城を守った北信愛を

助けて大軍功があった。このため、北の推挙で藩士となり、二五〇石を賜り者頭を勤めた。慶安二年（一六四九）に死去している。『盛岡藩雜書 第一卷』⁽³⁰⁾ 正保四年（一六四七）六月二日条には、「一、奥寺右馬丞ニ御預ケノ又二郎所より、二本松源二郎女房之所へ之立伝為申伝由也（下略）」という記事があるほか、同書には他にも二、三奥寺の名が見えるから、奥寺右馬尉の存在は確かめられる。

奥寺の父八左衛門は津輕郡奥寺村（現在地不明）に住み七〇〇石を領していたが、天正年中に浪人となり三戸へ来た旨、『盛岡藩参考諸家系図』⁽³¹⁾にあるから、八左衛門は為信の津輕地方統一の過程で南部領へ追われた事が考えられる。このような背景を考えると右馬丞が刺客として津輕藩へ潜入した事は、あながち虚構とも思えず、可能性はないとは言えないのである。無事南部領に逃げ帰って、南部藩士として一生を終わつたものと考えられる。

三、津輕・佐竹藩境目決定

この『日記』を分析して行くと、家臣団の実態と共に、津輕藩々政に関する事もわかって来る。以下それらについて考察して行くことにしよう。

まず最初に取り上げるのは、津輕・佐竹両藩の境目問題である。元和四年（一六一八）九月二五日の記事を初出として、『日記』には両藩の境目決定にいたるまでの交渉の記事が出て来る。これは、政景が佐竹藩の検使として、津輕藩と交渉にあたったからである。両藩の境目決定が急に問題化するのには、幕府の意向が働いているからであり、佐竹藩は一

方で南部藩とも境目交渉も行っているのである。政景が境目交渉の検使に任命されたのは、南部藩との境目交渉にたずさわった経験⁽³³⁾をかわれたためと思われる。

それでは『日記』から、順次交渉過程を追って行くことにする。この年の一月一日条には「津輕境目之儀、是非共此度濟候様ニと、尚被仰付候」とあって、義宣が政景に対して境目を決定するよう命じている。

一〇月五日条には須後の明神宮で津輕藩の検使衆高屋・寺尾・中村の三人と落ち合い、境目の検分をしている記事が見える。それによれば、津輕側の主張は「いにしへ々此所境ニうたかい無之候、明神二神立候て、宍社へ八森の方へむき、宍社へ津輕の方へむき候、又やたての槻二本御座候、道の左右、明神の馬場崎ニ御座候、宍本へ秋田御分の木、宍本へ津輕分領之木、又明神左右ニ小川御座候、津輕之方の川をハ打はらい川、秋田の方の川をハとはらい川と申候」とあり、明神社・やたての槻・小川の存在をあげて須後の明神宮の場所をもって八森口の境目としている。

これに対して、佐竹側では「御存のことく、右京大夫事ハ、秋田藤太郎殿御跡無残拜領被致、昨今被罷移候」として、境目のことはよくわからないとしながら、「左様ニしるし有儀を、藤太郎殿御代之時分不被相極儀、不審ニ存候」とまず疑問をなげかけている。そして、「此方の古人申出る境目、掛御目ニ候へんと申候て、同心仕、かどか沢迄參候処ニ、何共境目ニ可申立地形ニ無之候」とあって、佐竹側の境目と主張する場所角ヶ沢まで行ったが、そこは境目と申し立てる地形ではなかった。このため政景は色々弁解を試み、苦しい申し開きをすることになり、最後は形勢不利のまま「乍去、此所境極候ても、比内矢立之境極不申候へハ、

如何ニ候間、此儀を御談合申、此所ニ而兩所之境御立可有之候哉、又比内境へ御出有テ、御覽被極、双方之境御立可有かと」述べて、比内矢立の境目交渉と一緒に決定してはどうかと逃げるが、津輕側からは比内境については交渉しないよう藩主信枚から命があったとして拒否される。

このため政景らは一旦八森へ引き返すことになる。その後、一〇月八日条には、義宣からの御内書が届き、それには「八森境之儀、不足をいたし候ても、此度すまし可罷帰由」とあり、八森境の件は、佐竹藩では譲歩する方針が決まったものと思われる。このあと、比内矢立境目の検分をする事になり、政景等は一〇月一九日に津輕側の検使衆と落ち合った。

その様子については一〇月一九日条に「先津輕が被仰立候境目を見申候へハ、山之下野ニ木沓式本候て、沓尺四五寸ノ長サ、横はゞ七八寸ノ石ニッ御座候を、尻合石とて、境目之由被申候」とあり、津輕側は尻合石を境目と主張した。これに対して政景等は、「当所古人の申候境ハ、双方より山をあかりきり、ミねゞ式町程津輕の方へ下り、平成所ニいつかいあまりの杉沓本御座候、いにしへ津輕と比内弓矢ノ時、双方がいくさ神ノ吉凶ニとて、矢をい申候ニ付、矢立ノ杉と申候由」として、矢立の杉を境目と主張した。こうして両者に主張の違いが出たため、政景等は津輕側へ望みの所を申し述べるようにと云ったところ、高屋が「八森境之儀ハ矢立ニまきれなく候間、不及申ニ、当境之儀ハ、尻合境ニ御座候へ共、中途を取、境ニ立可申由」と中途を採る案を言ったため、政景は「八森境ハ矢立か境之由承、当所之境ハ矢立ハ境に無之由承儀、合点不申候」と不満を述べ、結局、比内境が決定しなければ、八森境も決定出来ないとして両者物別れに終わっている。一〇月二〇日条には、津輕側

の検使衆から政景に対して、「塩味」（譲歩のこと）をしてもらいたい旨の書状が送られて来たが、政景は逆に自分の方へ「塩味」をしてもらいたい旨返事をしている。翌二一日には、田代新右衛門・築民部を津輕側へ派遣し、「八森境矢立ニ被相極候ハ、当所比内境も矢立之杉ニ御極可然候」と申し入れさせている他、「此度極不申候ハ、島田次兵衛殿御策配之儀ニ候間」と島田利正の影響力を暗にちらつかせている。この効果はあったとみえ、津輕側からは「大事之境之儀ニ候間、津輕様御意を請、落居之処ハ、自是明日歟明後日、以使者可申承由」と返答がきている。しかし、一〇月二三日に津輕側の検使衆の使者として政景のもとにやって来た戸田・小坂の口上は、矢立境については、依然として「尻合境ニ候へ共、峠切にと」というものであった。これに対して、政景等は、両境が矢立境でなければ境目は決定しないと申し渡して両名の使者を返している。この後、政景等は一旦久保田へ帰り、一〇月二八日条には、政景は夜になったが佐藤源右衛門同道で義宣のもとへ赴き、「両所境目之様子申上、此度極不申段、申上候へハ、尤之由」と義宣の同意を得ている旨を記しているのである。

ところが、この後『日記』には境目交渉についての記事は見えなくなる。しかし、どうやら境目は決定したらしく、⁽³⁴⁾一二月二六日条に津輕から寺尾が使者として久保田にやって来た旨の記事がある。翌二七日には、寺尾は義宣の振舞を受けており、津輕からの土産として義宣へ「若大鷹沓つ、山婦大鷹沓つ」、憲忠へ「若兄鷹沓つ」を進呈している。そして「右ハ両境目被相済御礼也」と記載している。案外、政景のあと憲忠あたりが最終的な境目交渉をまとめたのかも知れない。

従来、津輕藩と佐竹藩との間には、佐竹氏の慶長八年（一六〇三）の久保田への転封に際して領地交換があったように言われている。例えば『青森県史（一）』の慶長八年条に「此年津輕氏佐竹氏ト領地ヲ交換ス」と綱文を載せ、「藤田氏留書古記写」をその典拠としている。ただ一方で、「下沢抄録」を載せて否定もしている。また元和四年一二月条では、「津輕秋田ノ境界ヲ定ム」と綱文を載せ、「郷土史談」（下沢陳平編）を典拠に、津輕藩と佐竹藩の境目決定を詳説して、土地交換の事実を否定しているといったように、県史としては、はなはだ不定見な表記が見られるのである。

実際は、『日記』の記述を見てもわかる通り、両藩の間には領地交換などという事はなく、⁽³⁸⁾はつきりとした境目の決定がなされなかったために生じた誤まりであろうと思われる。

四、津輕藩国替事件

津輕・佐竹両藩の境目が決定した翌元和五年（一六一九）將軍秀忠は上洛をするが、これには東北地方の大名をはじめ多くの大名が供奉するように命ぜられていた。津輕藩ではこの供奉に対する財政上の手当てが十分でなく、境目問題を解決して友好関係を結ぶことが出来た佐竹藩に対して「判金百枚」の借金を申し込んでいる（『日記』元和五年四月二日条）。上洛供奉は急に決まったことと思われず、津輕藩の対策の甘さが指摘されよう。

秀忠がこの年上洛することは前もって決まっていた。『日記』元和五

年二月二日条には、「江戸ノ御飛脚被下候、御様子ハ、四月七日ニ公方様御上洛ニ候間、三月中旬ニ江戸へ御着之様ニ御上候へと、御奉行衆ノ被仰遣候」と見え、四月七日に上洛の途に着く事が決っているから、義宣のみならず信枚も当然間に合うように江戸へ上る必要があったと思われる。上洛そのものの実施は遅くとも元和四年暮までに決まっていたはずである。

なお、話は横道にそれるが、津輕藩で借りた判金一〇〇枚の返済であるが、信枚はこの年の秋までに返済する旨の手形を提出しているが、実際に返済された年月日は不明である。信枚の時代には返済されず、死に臨んだ信枚は子の三代藩主信義に対して遺言をしており、信義はそれを受けて、服部・乾の兩名に政景のもとへ書状を出させ、「其金子越中殿御遺恨ニ候間、平藏殿重而御済可有由」（『日記』寛永八年一月三日条）と述べさせている。この時点で、とにかく借金の返済を忘れていない旨確認している。⁽³⁹⁾

秀忠上洛問題に話を戻すと、幕府が秀忠の上洛を発表したのは元和五年三月二五日のことであり、⁽⁴⁰⁾五月八日に江戸を立ち、二七日に伏見城へはいった。⁽⁴¹⁾このあと、津輕藩にとってはふつてわいたような大問題が持ち上がった。それは芸州広島四九万八〇〇石の大名福島正則の津輕への減転封と、津輕藩の越後への加増転封下命であった。六月二日に福島正則は四万五〇〇〇石で津輕への移封が決定している。⁽⁴²⁾その理由は居城広島城を私に増築したためである。

これら一連の動きを『日記』を通して見てみると、政景は江戸にいる四月二三日の段階で、福島正則が無断で城郭修理をしたため、咎められ

ていることを知っており、翌二四日には、島田利正を通して義宣が正則は赦免される事を知ったとしていのである。しかし二五日になると様子は一変し、幕府は処罰方針を打ち出し、上杉景勝・伊達政宗・義宣の家臣を一名づつ江戸城へ呼び、正則の件につき三人に相談する予定であったが、それを中止する旨言明した。幕府は上洛する以前から正則を処罰する方針を決めていたようである。

義宣に供奉して上洛した政景が、正則の具体的処罰を知ったのは六月一〇日であった。『日記』には「あき・備後計被召上、ふせうニ被成置、津軽へ国替被仰付候」とある。六月一七日には正則がこの下命に従った旨の使が江戸から来たとの記事があり、二〇日には島田利正の兄直時（大坂町奉行）が、堀直之（使番）と共に津軽へ検使として下向することになり、二一日には直時等の領内通行に伴う馳走の指示が国元にいる憲忠に対して出されている。また、二五日には、津軽信枚が越後へ国替になるため、伝馬と舟を貸与すべき事を憲忠へ申し送っている。

しかし、正則の津軽への滅転封は急にとりやめになる。『日記』七月二日条には、「津軽、福島太輔殿へ右ニハ被進候、昨日かわり候て、本ノことく越中殿御拝領之由、太輔殿御出之所ハ不知由」とあり、七月一日に津軽の国替は中止となったのである。『徳川実紀』は七月二日条で、⁽⁴³⁾「津軽はあまりに程遠ければとて。信濃国川中島にうつさる。」と述べて、正則は川中島へ滅転封された。

この津軽の国替の動きは津軽側に残る史料ではどの程度知ることが出来るだろうか。今のところ、二点の史料が少し津軽側の動きをかいま見させてくれる。一点は五月二〇日付の「江戸幕府年寄衆連署奉書」⁽⁴⁴⁾であ

る。この奉書は、「最前も如申入候御上洛之御供御免ニ御座候之間、路次迄御出候共、御帰国可被成候」という文面をもち、信枚の上洛供奉を免除したものである。信枚は当初上洛供奉を命じられていたことは間違いない事を裏付けているが、「最前も如申入候」とあって、重ねて上洛免除をしている。その理由は何故であろうか。筆者の推定によれば、福島正則の津軽国替決定が決まったため、信枚は上洛を免除されて、帰国を命じられたものと思われる。前述したように、幕府は秀忠の上洛前に、正則を処罰する方針を決定しており、五月段階で具体的に正則の津軽への滅転封を決めたものといえよう。ただ、この段階では津軽藩がどこへ移封されるのかはまだ決まっていなかったのではなからうか。

二点目は「津軽信枚々白取瀬兵衛・服部長門守宛国替ニ付心得申渡状」⁽⁴⁵⁾である。これはこの年六月二一日付で信枚が国元にいた白取と服部に出して出した、転封に伴う準備心得を書いた申渡状である。これには、福島正則が津軽へ来、信枚は越後へ加増転封になる旨の明記がある。とすれば六月の時点で信枚は越後へ加増転封が決まったと推定出来るよう。津軽の国替の問題は前述したように、結局は福島正則の信州川中島への滅転封のみにおわり、津軽藩は国替をせずにすんで結着する。

しかし、ここに一つ問題がある。一、のNo.2秋田金左衛門について述べたところで御承知かと思うが、秋田はこの年八月六日に信枚の使者として、日野にいる政景を訪問している。秋田はどこからやって来たのだろうか。その答は『日記』の八月九日条にある。この日、義宣は、信枚と近藤秀用・久永重膳の三名を昼数寄に招いており、義宣は日野にいるわけだから、信枚はこの時上洛していた事が判明する。九月六日には、

信枚のもとへ義宣が招待されている記事が『日記』に見えるし、九月二〇日には、内藤政長の組中に編成されている信枚・秋田俊季・相馬利胤が出立しないので、義宣も江戸へ出立しない旨の記事が見える。二二日に結局義宣は出立し、信枚は二二日に守山を出立して江戸へ向かったと『日記』にはある。

このことから、信枚は上洛を免除されたが、実際は上洛をしている事が判明する。その時期については、国替がなくなってからというのが妥当かも知れないが、案外、上洛免除の奉書が出たのにかかわらず上洛したのかも知れない気がする。それは、福島正則の津軽への国替等の決定は、上洛中の秀忠や、秀忠に供奉した幕閣によってなされていたはずであり、江戸に留められて、又は帰国して沙汰を待つよりは、国替を阻止したい意向を持っている信枚にとっては、情報を得やすく、運動も出来る伏見近辺（守山にいたわけだが）に居る必要があったからではなからうか。六月二日付で国元へ送った申渡状には実に細かい注意が書かれている。この第四条には「御使衆臆而可有御下候間」という文言がある。前述したように『日記』によれば津軽へ検使衆が派遣される事が決定したのは二〇日の時点であり、江戸にいたのでは二一日付の手紙に検使衆の派遣について述べる事が出来たかどうか疑問に思うからである。義宣もまた、同じく六月二日付で国元にいる憲忠宛に書状を出しているが、それにも津軽国替に付き、検使（島田と堀）が派遣される事、その馳走をぬかりなくする事、津軽に一揆が起きてもかまわない事、境目の地点を検使衆によく点検してもらう事などの指示を与えており、くしくも共通点が見られるのである。

むすびにかえて

本稿は『日記』に見える津軽藩家臣団の抽出とその分析を中心に、奥寺右馬丞にかかわる問題、津軽・佐竹両藩の境目決定問題、津軽国替問題についても言及した。

家臣については、『日記』の記載状況からみて元和三年（一六一七）～寛永一〇年（一六三三）に確実に生存していた家臣を抽出出来たわけだが（表2）、管見の限りにおいて、この時代の史料にこれだけ多数の津軽藩の家臣の姓名を記録しているものはない。多くの後世の記録に出て来る家臣の存在をこの『日記』で、逆に検証出来るように思える。

奥寺の問題については推論の上に推論を重ねているので、可能性だけあるという点だけをくみとっていただければ幸いである。

境目決定の問題は、現在の県境の決定にもつながる問題であり、元和四年の決定という事実を検証し、深浦地方と比内地方の領地交換などという事はなかった事を述べたものである。

津軽国替の問題は、川中島転封ではなく越後加増転封説を再確認し、この問題がおこった時、信枚は無理をしても上洛していたのではなかったということを推定してみた。

紙幅の都合もあり、十分意を尽くせぬところもあった。御叱正・御批判をいただければ幸いである。

註

(1) 本稿では第二刷の『日記』を使用したことを、あらかじめお断りしておく。

(2) 以下の紹介については、『日記』の解題と「梅津政景―秋田藩の建設を担う―」（山口啓二『幕藩制成立史の研究』所収 校倉書房刊 一九七四年）によった。

(3) 例えば元和七年（一六二二）三月二四日の条には「年々の日帳、山ニテの籠者成敗人帳細見申候へ共」（『日記』五 三〇頁）とあるほか、同八年（一六二二）正月二日の条には「去年ノ日帳より書うつし進上致候」（『日記』五 一二八頁）とあり、『日記』を利用していることがわかる。

(4) 慶長一九年（一六一四）七月八日の条のあとにある、享保六年（一七二二）七月日付佐竹義峯印判状写によれば「自分先祖主馬政景從慶長十七年寛永十年迄之日記、内元和九年欠二拾五冊、先年、依御用被召上、右日記之写、此度被下置候」（『日記』二 七七頁）とある。

(5) 例えば、長谷川成一「北方边境藩研究序説」（『弘前大学国史研究 第六八・六九合併号』所収 昭和五四年、のち同氏編『津軽藩の基礎的研究』に再所収 国書刊行会刊 昭和五九年）、浪川健治「前期農政の基調と展開」（『津軽藩の基礎的研究』所収）などがある。

(6) なお、この章においては『日記』の該当記事について、煩雑にな

るので記載年月日は註記しなかった。表1を参照していただければ幸いである。

(7) 内越左近光久は『新訂寛政重修諸家譜 第四』（統群書類従完成会刊 昭和三九年）八〇頁によれば、由利郡矢嶋で三〇〇〇石を領する旗本である。寛永十一年（一六三四）八月七日死去しており、由利五党の一人打越うたご氏の直系であった。

(8) 『みちのく双書特輯 津軽史 第八巻』（青森県文化財保護協会刊 昭和五三年）所収。元和年間（一六一五―二四）の津軽藩の家臣の主だった者三〇九名について、知行高と姓名を書き上げたものである。なお、「封内事実秘苑」（市立弘前図書館蔵）の二巻（信牧公二）の末尾にある家臣の知行高と姓名の書き上げを「姓名大概」は元にしたものと思われるが、他の史料をも参考にしているらしく「姓名大概」の方が記事がくわしい。

(9) 国立史料館蔵、津軽家文書。筆者は不明だが、二代藩主信枚、三代藩主信義時代の津軽藩の重臣について、役職ごとに姓名を書き上げたものである。末尾に「未ノ十二月十九日」とあり、「未」年は明暦元年（一六五六）を指すものと思われる。内容の面では、家老級の重臣の動きは正確であり信頼出来る。但し、この史料に見える役職名については、当時の名称としては若干疑問があるものも見えるが、とりあえずそのまま使用して行くことにする。

(10) 市立弘前図書館蔵。二巻の信牧公二、三巻の桂光公（信義公）三を使用。

(11) 弘前市、八木橋文庫蔵。

- (12) 「津輕興業誌」(『新編青森県叢書(四)』)所収 歴史図書社刊 昭和四八年)。なお、この他にも寛永六年(一六二九)に青森振興策の「寛」を服部と連名で出しているし、寛永二年(一六三四)には三代信義から青森振興についての下命を、服部と共に受けていることが「津輕興業誌」に見える。
- (13) 「寛書」によれば、三代信義時代に主殿は「大御目付」になっており、打越姓の家臣も重臣として登用されているといえよう。
- (14) みちのく叢書第3巻(青森県文化財保護協会編 国書刊行会刊 昭和五七年復刊)一五五頁。
- (15) 註(12)に同じ。
- (16) 北村氏の動向については、拙稿「支配機構の一考察」(前掲『津輕藩の基礎的研究』)所収)を参照されたい。
- (17) 「寛書」では、三代信義時代に「蔵奉行」の一人として高坂の名前が見える。
- (18) 国立史料館蔵、津輕家文書の中にある年代不明の信枚の書状(No. 二〇六六)は、扇を「かくしやうじ」に贈る事を命じた内容であるが、郡とNo.4の乾の両名宛になっており、両名は同格の扱いを受けていることが知られる。なお、この書状は、最近『弘前の文化財シリーズ第14集―津輕藩初期文書集成―』(長谷川成一編 弘前市教育委員会刊 昭和六三年)に、No.34文書として掲載された。
- (19) 長谷川成一「文禄・慶長期津輕氏の復元的考察」(前掲『津輕藩の基礎的研究』)所収の綱文一〇〇。
- (20) 「奥富士物語」(『新編青森県叢書(六)』)所収 歴史図書社刊 昭和四八年)によれば、白取(白鳥)は「后苗字山口と改」とあり、寛永五年(一六二八)二月四日死去している。また、他に「瀬兵衛」を名乗る家臣は「姓名大概」には見えないので、「山口瀬兵衛」を「白取瀬兵衛」と見なしてよいと思う。
- (21) 『みちのく双書特輯 津輕史 第八巻』(青森県文化財保護協会刊 昭和五三年)所収。藩祖為信時代の家臣の姓名を書き上げたもの。これも前掲「封内事実秘苑」(為信公一)の末尾にある家臣の姓名書き上げを元にしたものと思われる。
- (22) 『津輕歴代記類 上』(みちのく叢書第4巻 青森県文化財保護協会編 国書刊行会刊 昭和五七年復刊)六二頁。一説には瀬兵衛は信枚の叔父ともいう。
- (23) 前掲『津輕藩旧記伝類』三二頁によれば、大道寺隼人直英は後北条氏の家臣大道寺駿河守政繁の子であるという。また同書では「公族之部」に大道寺の記載があり、藩主家一門としての扱いをうけている。
- (24) 註(22)に同じ。七一頁。
- (25) 註(23)に同じ。一三六頁。なお、「封内事実秘苑」にも寛永三年(一六三六)に暇を取った藩士の中に、服部左近の名前が見える。
- (26) 註(23)に同じ。一三五―一三六頁。
- (27) 註(22)に同じ。七三頁。
- (28) 『青森県史(一)』(歴史図書社刊 昭和四六年復刻)二七四頁。

(29) 第三卷四〇〜四一頁。国書刊行会刊、昭和六〇年。

(30) 二二二頁。盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編、熊谷印刷出版部刊、昭和六一年。

(31) 註(29)に同じ。

(32) 津軽・佐竹両藩の境目交渉については町奉行島田利正の意向が大きく作用している。当時島田は単に町奉行というよりは、はるかに大きな政治力を持っている幕閣クラスの人物と見なされ、幕府の意向が境目決定を急がせたものであろう。交渉にあたって島田の意向は津軽・佐竹両藩に伝えられていたことが『日記』から読みとれる。

(33) 政景は、慶長二〇年(一六一五)九月二五日に南部との境界絵図作製のため、南部藩と交渉を持つよう命ぜられている。

(34) 結局境目は、八森境・比内境とも矢立境と決定され、八森境では佐竹藩が、比内境では津軽藩がそれぞれ譲歩した形で決着した。

(35) 註(28)に同じ。二四五頁。

(36) 註(28)に同じ。三〇九・三一四頁。

(37) この典拠は「佐竹秘書義宣公御伝記」とみえる。

(38) この点については長谷川成一「近世初期北奥大名の領知高について」(『日本歴史 第四一七号』所収 一九八三年)の中ですでに指摘されている。

(39) 長谷川成一「北方边境藩研究序説」においては、この時点で返済したとみなしているが、筆者は、信義は継目の時点で借金返済を忘れたわけではない事を念におしにすぎないと考える。

(40) 『新訂増補国史大系 徳川実紀 第二篇』(吉川弘文館刊 昭和五一年)一六二頁。

(41) 註(40)に同じ。一六二〜一六三頁。

(42) 註(40)に同じ。一六三〜一六四頁。なお、福島正則は留守役として江戸に留められていた。

(43) 註(40)に同じ。一七一頁。

(44) 市立弘前図書館蔵、津軽家文書。長谷川成一「北方边境藩研究序説」の中で史料として使用され、元和五年のものと年代推定しておられ間違いのないものである。

(45) 国立史料館蔵、津軽家文書(No.二二二三)。この史料も『弘前の文化財シリーズ第14集—津軽藩初期文書集成—』にNo.18文書として掲載された。なお、この文書については、国立史料館の浅井潤子氏が「津軽藩の国替騒ぎ」と題して、『史料館報 6』(昭和四三年刊)にすでに史料紹介をしておられる。

(46) 『岩手県戦国期文書 Ⅱ』(岩手県文化財愛護協会刊 昭和六二年)所収、二一九号文書「佐竹義宣書状写」。編者はこの文書をもっと時代の古いものと考えておられるが、元和五年のものであることは間違いない。

(青森県立郷土館研究員)

表1 『梅津政景日記』にみえる津軽藩家臣

No.	姓 名	年 月 日	巻・頁	記 事
1	青木 兵左衛門	寛永6 (1629)・9・6	⑦ 206	信枚の使者。
		“ 7 (1630)・正・5	⑦ 235	“ 。
		“ 7 (1630)・正・5	⑦ 236	“ 。
		“ 8 (1631)・7・晦	⑧ 117	子供を打越左近のもとへ遣わすため女の過去手形要請。
2	秋田 金左衛門	元和5 (1619)・8・6	④ 91	日野にて信枚の使者。
		3	乾 四郎兵衛	元和5 (1619)・4・21
“ 6 (1620)・⑫・18	④ 328	亀ヶ丁五右衛門の津軽から召喚の件。		
“ 7 (1621)・11・9	⑤ 97	江戸にて、信枚のもとへ政景使者に赴く。		
“ 8 (1622)・12・晦	⑤ 258	政景、書状の返事出す。		
寛永元 (1624)・11・29	⑤ 357	憲忠のもとへ書状。		
“ 4 (1627)・11・5	⑥ 297	信枚豊島より久保田を通る。政景、憲忠と乾に面会。		
“ 7 (1630)・10・12	⑦ 315	江戸にて信枚病気に付、乾のもとまで見舞。		
“ 8 (1631)・11・8	⑧ 180	人の女房を盗みし九兵衛の返還要求の件。		
“ 8 (1631)・11・9	⑧ 181	“ 。		
“ 8 (1631)・11・10	⑧ 181	“ 。		
“ 8 (1631)・11・13	⑧ 183	先年の上洛資金不足のための借金、忘却していない旨の書状。		
“ 8 (1631)・11・14	⑧ 183	政景の礼状。		
“ 8 (1631)・11・28	⑧ 189	義宣母死去に付、政景のもとに飛脚派遣。		
“ 8 (1631)・11・29	⑧ 190	返事を書き飛脚を返す。		
“ 8 (1631)・12・4	⑧ 191	義宣母死去に付、乾飛脚派遣の件、江戸の義宣へ便りする。		
“ 9 (1632)・10・16	⑨ 6	江戸御馬買渥美九郎兵衛、乾のもとへ状箱遣す。		
“ 9 (1632)・11・2	⑨ 10	義宣へ乾からの書状を差上げる。		
“ 10 (1633)・2・16	⑨ 27	義宣死去に付、政景のもとへ飛脚派遣。		
4	植田四郎右衛門	寛永8 (1631)・6・15	⑧ 93	信義の使者。
		“ 8 (1631)・6・16	⑧ 93	“ 。

5	打越左吉	寛永6(1629)・4・5	(7) 154	信枚、由利の内越左吉召抱に付、服部長門内越の過所手形要請。
6	奥寺右馬丞	元和3(1617)・10・19	(3) 110	妻子を捨て、欠落し、荊和野に居住しているので成敗依頼。
		“ 5(1619)・12・27	(4) 152	憲忠からの書状に、築民部は奥寺のこと通達せずとあり。
		“ 6(1620)・2・28	(4) 188	奥寺、仙台で仕官せず、由利へ行ったらしい旨築民部より飛脚。
7	木村三郎兵衛	“ 6(1620)・2・29	(4) 189	奥寺、由利のうちかやが沢に居住、討取らば褒美を下す旨築民部へ書状。
		寛永8(1631)・6・10	(8) 88	津軽衆の乗馬8疋院内口通行の切手発行。
8	北村久左衛門	寛永4(1627)・5・27	(6) 249	信枚の使者。
		“ 4(1627)・5・28	(6) 249	“。
9	小坂伝兵衛	元和4(1618)・10・23	(3) 269	津軽境目交渉検使衆の使者。
10	郡市兵衛	元和4(1618)・10・17	(3) 266	津軽境目交渉検使衆。
		“ 4(1618)・10・19	(3) 268	“。
11	郡半丞	寛永8(1631)・8・21	(8) 135	津軽へ下向に付、女の過所手形要請。
12	白取瀬兵衛	元和4(1618)・9・25	(3) 256	津軽境目交渉の件で憲忠へ書状。
		“ 4(1618)・10・3	(3) 259	津軽境目交渉の件で、政景書状を出す。
		“ 4(1618)・10・6	(3) 262	“。
		“ 4(1618)・10・13	(3) 265	津軽境目交渉の件で、政景へ返書。
13	大道寺隼人	“ 6(1620)・⑫・18	(4) 328	亀ヶ丁五右衛門の津軽から召喚の件。
		元和7(1621)・正・3	(5) 3	信枚の使者。歳暮・年頭両役。
		寛永8(1631)・4・8	(8) 55	堺の三十郎の件に付、政景の書を受け取った旨の返事。
14	高屋豊前守	“ 8(1631)・6・9	(8) 87	堺の三十郎の件に付、江戸の服部より返事あり、政景のもとへ飛脚派遣。
		元和4(1618)・10・4	(3) 259	津軽境目交渉検使衆。
		“ 4(1618)・10・6	(3) 262	“。
		“ 4(1618)・10・16	(3) 265	“。
		“ 5(1619)・4・21	(4) 55	江戸にて、信枚上洛資金不足のため借金申し込む。
15	種市伝介	寛永8(1631)・4・8	(8) 55	堺の三十郎の件に付、政景の書を受け取った旨の返事。
		“ 8(1631)・6・9	(8) 87	堺の三十郎の件に付、江戸の服部より返書あり。政景のもとへ飛脚派遣。
		寛永8(1631)・11・9	(8) 181	鯨ヶ沢の大工伝蔵娘をかどわかした九兵衛の引き取り。

No.	姓 名	年 月 日	巻・頁	記 事
16	寺 尾 権兵衛	元和4 (1618)・10・4	③ 259	津軽境目交渉検使衆。
		" 4 (1618)・10・6	③ 262	" 。
		" 4 (1618)・10・16	③ 265	" 。
		" 4 (1618)・11・25	③ 288	信枚の使者。
		" 4 (1618)・12・26	③ 302	" 。
		" 5 (1619)・正・3	④ 5	" 。
17	戸 沢 勘兵衛	寛永4 (1627)・7・11	⑥ 258	久保田城下馬口旁町橋普請場で、石川甚右衛門家来と緩急咎の出入。
18	戸田二郎右衛門	寛永8 (1631)・8・21	⑧ 135	津軽へ下向に付、女の過所手形要請。
19	戸 田 茂兵衛	元和4 (1618)・10・23	③ 269	津軽境目交渉検使衆の使者。
		" 4 (1618)・11・25	③ 288	信枚の使者。
20	中 村 内蔵丞	元和4 (1618)・10・4	③ 259	津軽境目交渉検使衆。
		" 4 (1618)・10・6	③ 262	" 。
		" 4 (1618)・10・16	③ 265	" 。
21	長山 助左衛門	寛永8 (1631)・8・18	⑧ 131	江戸より下国に付、八森口の過所手形要請。走衆長山彦兵衛と兄弟。
22	服 部 左 近	寛永8 (1631)・4・8	⑧ 55	堺の三十郎の件。
23	服 部 長門守	元和4 (1618)・9・25	③ 256	津軽境目交渉の件で憲忠へ書状。
		" 4 (1618)・10・3	③ 259	津軽境目交渉の件で政景書状を出す。
		" 4 (1618)・10・6	③ 262	" 。
		" 4 (1618)・10・13	③ 265	津軽境目交渉の件で政景へ返事。
		" 6 (1620)・12・18	④ 328	亀ヶ丁五右衛門の津軽から召喚の件。
		寛永元 (1624)・11・29	⑤ 357	憲忠のもとへ書状。
		" 6 (1629)・4・5	⑦ 154	内越左吉召抱の件。
		" 8 (1631)・3・9	③ 42	小場式部、服部より進呈された菱喰を壺つ政景に贈る。
" 8 (1631)・3・27	⑧ 51	服部のもとへ、堺の三十郎の返還を求める書を送る (3・28付)。		
" 8 (1631)・4・8	⑧ 55	堺の三十郎の件。		
" 8 (1631)・6・9	⑧ 87	堺の三十郎の件、返還を諾す。		

		“ 8 (1631) ・ 8 ・ 13	⑧ 129	松前へ単鷹を取りに行く鷹匠の馳走依頼。
		“ 8 (1631) ・ 11 ・ 8	⑧ 180	人の女房を盗みし九兵衛の返還要求の件。
		“ 8 (1631) ・ 11 ・ 9	⑧ 181	“ ○
		“ 8 (1631) ・ 11 ・ 10	⑧ 181	“ ○
		“ 8 (1631) ・ 11 ・ 13	⑧ 183	先年の上洛資金不足のため借金、忘却していない旨の書状。
		“ 8 (1631) ・ 11 ・ 14	⑧ 184	政景の礼状。
		“ 8 (1631) ・ 11 ・ 28	⑧ 189	義宣母死去に付、政景のもとに飛脚派遣。
		“ 8 (1631) ・ 11 ・ 29	⑧ 190	返事を書き、飛脚を返す。
		“ 8 (1631) ・ 12 ・ 4	⑧ 191	義宣母死去に付、服部飛脚派遣の件、江戸の義宣へ便りする。
		“ 9 (1632) ・ 11 ・ 2	⑨ 10	義宣へ服部からの書状を差上る。
		“ 10 (1633) ・ 2 ・ 16	⑨ 27	義宣死去に付、政景のもとへ飛脚派遣。
24	松野大学	寛永8 (1631) ・ 4 ・ 8	⑧ 55	堺の三十郎の件に付、政景の書を受取った旨の返事。
		“ 8 (1631) ・ 6 ・ 9	⑧ 87	堺の三十郎の件に付、江戸の服部より返事あり、政景のもとへ飛脚派遣。
25	湊修理	寛永8 (1631) ・ 8 ・ 20	⑧ 134	岩城宣家の家臣豊後の飛脚、湊のもとへ赴く途中殺害される。
26	柳野織部	元和8 (1622) ・ 12 ・ 29	⑤ 258	信枚の使者。
		“ 8 (1622) ・ 12 ・ 晦	⑤ 258	“ ○
27	九兵衛	寛永8 (1631) ・ 11 ・ 8	⑧ 180	人の女房を盗み、津軽から男鹿脇本へ欠落。
		“ 8 (1631) ・ 11 ・ 9	⑧ 181	津軽鯨ヶ沢から大工伝蔵の娘かどわかすも召し捕えらる。
28	大工伝蔵	寛永8 (1631) ・ 11 ・ 9	⑧ 181	九兵衛に娘をかどわかされる。
29	津軽の与介	元和4 (1618) ・ 7 ・ 24	③ 238	久保田三町目風呂屋仁右衛門の下人として目安2通書く。
		“ 4 (1618) ・ 7 ・ 25	③ 240	忠臣の義を申し出たとしていとま下さる。
30	津軽かねほり 吉蔵	元和6 (1620) ・ 3 ・ 10	④ 198	藤琴村孫四郎の女房の間男。

(注) No.1～26は50音順。年月日の⑩は閏12月。

表2 『梅津政景日記』にみえる津輕藩家臣の生存年代

No.	姓名	年号																									
		元和元	2	3	4	5	6	7	8	9	寛永元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
		1615	1616	1617	1618	1619	1620	1621	1622	1623	1624	1625	1626	1627	1628	1629	1630	1631	1632	1633	1634	1635	1636	1637	1638	1639	
1	奥寺 右馬丞																										
2	小坂 伝兵衛																										
3	郡 市兵衛																										
4	白取 瀬兵衛																										
5	高屋 豊前守																										
6	寺尾 権兵衛																										
7	戸田 茂兵衛																										
8	中村 内蔵丞																										
9	服部 長門守																										
10	秋田 金左衛門																										
11	乾 四郎兵衛																										
12	大道寺 隼人																										
13	柳野 織部																										
14	戸沢 勘兵衛																										
15	北村 久左衛門																										
16	青木 兵左衛門																										
17	打越 左吉																										
18	植田四郎右衛門																										
19	木村 三郎兵衛																										
20	郡 半丞																										
21	種市 伝介																										
22	戸田 二郎右衛門																										
23	長山 助左衛門																										
24	服部 左近																										
25	松野 大 学																										
26	湊 修理																										

(注) ーは『日記』に記事が見える年代、-----は『日記』に記事が見えない年代